

# 確定申告のお知らせ

## 2/16(火) ▶ 3/15(火)

所得税の確定申告について、申告相談の日程を下記のとおりお知らせします。  
なお、収入の種類によって相談日が異なりますので、ご注意ください。



### ◆整理券の配付について 整理券配付時間:8時30分~15時

宇美町役場の申告相談は、整理券を配付し、その順番で申告の受付及び相談を行います。

## 年金や給与等の申告をされる方

### 宇美町職員受付

※先着100名※

整理券配付時間内に配付人数が100名に達した場合は整理券の配付を終了します。

日程 2月16日(火)~3月15日(火)

※原則、土日祝日を除きますが、2月28日の日曜日に限って申告相談を行います。

時間 9時~ 整理番号順に受け付けます。

会場 宇美町役場2階 大会議室

※収入の種類が営業・不動産等の方は、宇美町職員では受付できませんので、香椎税務署職員来庁日(2月23日・24日)または香椎税務署で申告してください。

※宇美町での申告相談の受付日程等の詳細を掲載したチラシを税務課窓口で配布しております。



## 次の方は原則として所得税の確定申告が必要です

- ①2カ所以上の支払者から給与等を受けている方
- ②平成27年の途中で退職して年末調整が終わっていない方

※確定申告で不明な点がありましたら、税務署などの相談会場で記載方法などのアドバイスを行っておりますので、申告に必要な書類を準備して相談してください。

## 申告に必要なもの

### 所得を証明するもの

- ◎源泉徴収票や支払調書
- ◎給与や年金以外の方は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書など

### その他

- ◎印鑑
- ◎所得税還付申告の方は、本人名義の口座番号等の控え
- ※申告書が送付されて来た方は、申告会場にご持参ください。

### 控除を証明するもの

- ◎生命保険料及び地震保険料等の控除証明書
- ◎社会保険料控除証明書又は領収書
- ◎医療費控除を受ける方は、その額を証明する領収書など(※事前に集計をお願いします。)
- ◎住宅借入金等の特別控除を受ける方は、年末残高証明書等必要書類
- ◎障害者控除を受ける方は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書

## 税務署からのご案内

### 休日開庁のご案内

確定申告期間中、福岡市内の税務署(福岡署、博多署、西福岡署、香椎署)では、平日以外にも2月21日及び2月28日の日曜日に限り確定申告の相談・申告書の受付を行います。

※例年、申告会場は大変混雑し、長時間お待たせすることや受付の制限をすることがありますので、ご了承ください。

また3月に入りますと税務署などの窓口はさらに混み合います。早めの申告書提出の準備をお願いします。

なお、郵送での申告もできますので香椎税務署へ直接ご郵送ください。

●提出・問い合わせ

T0913-80081

福岡市東区千早6丁目2番1号

香椎税務署個人課税第一部門

091-11031

## e-tax(国税電子申告・納税システム)を利用しましょう!

e-taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンラインで)取得できます。インターネットで国税に関する申告納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

国税庁e-taxのサイト

(www.e-tax.nta.go.jp)上の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-taxを利用し自宅から税務署に送信することができます。また、申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出することも可能です。

### 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院等の名称、支払

金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。



## 住民税(町県民税)の申告について

平成28年2月1日から税務課窓口で住民税(町県民税)の申告を受け付けています。

●会社で給与収入について年末調整が終わっている方や、公的年金収入が400万円以下の方でも給与以外または公的年金以外の所得がある場合は、住民税の申告が必要です。(所得税の確定申告をされた方を除きます)たとえば、個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金、損害保険の満期返戻金などの受け取りがあった方で所得税の確定申告が必要ない方など。

●所得税の確定申告をしない方でも、住民税の申告書を提出することで、住民税を計算するための控除を申告することができず、たとえば、扶養親族や生命保険控除・医療費控除など。収入がない方でも、宇美町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方や非課税証明が必要な方は、住民税の申告が必要です。

### 問い合わせ

税務課 町民税係  
0934-2242

## 介護保険制度で申告時に添付できる資料について

●社会保険料控除のための介護保険料納付証明書について  
介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。納付書払いの方は領収書、口座振替の方は口座振替納付済通知書(1月末頃介護保険広域連合から郵送予定)をご利用ください。特別徴収(年金天引)の方は年金保険者からの源泉徴収票に納付額が記載されています。

●要介護認定による障害者控除対象者認定書について  
本人、控除対象配偶者または扶養親族が、次の①または②に該当する場合は、福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除を受けることができます。証明書が必要な方は印鑑と身分証明書を持ってお越しくください。  
①65歳以上で介護保険の要介護1~5の認定を受けている方  
②65歳以上で6ヶ月以上臥床し、食事、排泄等の日常生活に支障のある方(医師の診断書が必要)  
※障害者手帳等をお持ちの方は、手帳等の提示で控除を受けることができます。

## 医療費控除に係る医療費控除対象者証明書について

おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、介護保険要介護認定に係る主治医意見書をもとに福祉課で発行する「医療費控除対象者証明書」により、医療費控除を受けることができます。申請の際には印鑑と身分証明書が必要です。

※各証明書発行には数日かかる場合があります。

### 問い合わせ

福祉課 高齢者支援係  
0934-2243